



徳島労働局発表
平成26年12月12日

徳島労働局労働基準部監督課
担当 監督課長 吉岡 健一
監察監督官 楠 健
電話 088 - 652 - 9163

平成25年に実施した自動車運転者 使用事業場に対する監督指導等の実施結果

37事業場に監督指導を実施し、そのうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められたのは、31事業場（全体の83.8%）、改善基準告示違反が認められたのは、21事業場（全体の56.8%）

主な労働基準関係法令違反

労働時間に関する違反 13事業場（全体の35.1%）

主な改善基準告示違反

最大拘束時間に関する違反 17事業場（全体の45.9%）

休息期間に関する違反 13事業場（全体の35.1%）

連続運転時間に関する違反 13事業場（全体の35.1%）

労働基準関係法令違反による送検 2件

徳島労働局（局長 樋野浩平）では、管内の4労働基準監督署が自動車運転者（トラック、バス、タクシー）を使用する事業場に対して行った監督指導や送検の状況について取りまとめましたので、公表します。

1 自動車運転者を使用する事業場に対する定期監督等の実施件数等

（1）全体の実施状況（グラフ1、表(1) 参照）

定期監督等実施事業場数	37事業場
労働基準関係法令違反が認められた事業場数	31事業場（全体の83.8%）
改善基準告示()違反が認められた事業場数	21事業場（全体の56.8%）

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）

(2) 業種別の状況 (表(1) 参照)

道路貨物運送業

イ 定期監督等実施事業場数	24 事業場
ロ 労働基準関係法令違反事業場数	19 事業場 (全体の 79.2%)
ハ 改善基準告示違反事業場数	16 事業場 (全体の 66.7%)

バス業

イ 定期監督等実施事業場数	7 事業場
ロ 労働基準関係法令違反事業場数	7 事業場 (全体の 100.0%)
ハ 改善基準告示違反事業場数	3 事業場 (全体の 42.9%)

タクシー業

イ 定期監督等実施事業場数	6 事業場
ロ 労働基準関係法令違反事業場数	5 事業場 (全体の 83.3%)
ハ 改善基準告示違反事業場数	2 事業場 (全体の 33.5%)

(3) 主要な労働基準関係法令違反の内容 (表(2) 参照)

労働時間に関する違反	13 事業場 (全体の 35.1%)
割増賃金に関する違反	4 事業場 (全体の 10.8%)
休日労働に関する違反	2 事業場 (全体の 5.4%)

(4) 主要な改善基準告示違反の内容 (表(3) 参照)

最大拘束時間に関する違反	17 事業場 (全体の 45.9%)
休息期間に関する違反	13 事業場 (全体の 35.1%)
連続運転時間に関する違反	13 事業場 (全体の 35.1%)
総拘束時間に関する違反	11 事業場 (全体の 29.7%)
最大運転時間に関する違反	4 事業場 (全体の 10.8%)
休日労働に関する違反	1 事業場 (全体の 2.7%)

(5) 送検事例 (表(4) 参照)

違法な時間外・休日労働を行わせたとしてトラック事業者及び取締役 A を労働基準法違反の疑いで送検

【概要】

トラック運転者の交通事故を契機として監督官が臨検監督を実施したところ、当該運転者について、36 協定で定めた 1 日の上限時間を超える最大 11 時間 10 分、1 ヶ月 124 時間 25 分の違法な時間外労働を行わせていた。また、36 協定で定めた休日労働の上限である 2 週間を通じ 1 回を超えて休日労働を行わせていたため、送検した。

【違反事実】

[労働基準法第 32 条第 1 項、2 項、第 35 条第 1 項]

事故を起こしたトラック運転者に対し、36 協定で定めた時間外・休日労働の上限を超える時間外・休日労働を行わせていたもの。

2 現状と今後の指導方針

平成 25 年に徳島労働局管内の 4 労働基準監督署が自動車運転者（トラック、バス、タクシー）を使用する 37 事業場に対して監督指導を実施し、このうち、83.8% に当たる 31 事業場で何らかの労働基準関係法令違反（以下「法違反」という）が認められ、また、56.8% に当たる 21 事業場で自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という）の違反が認められました。

また、自動車運転者（運輸交通業）に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反等により送検した事業場は、2 件です。

このように、自動車運転者の労働条件については、依然として問題が認められることから、今後とも、労働基準関係法令の周知徹底を図るため、事業の許可権限を有する運輸支局との合同監督・監査、新規許可事業者等に対する講習等を実施するとともに、運輸支局との通報制度を適切に運用する等、積極的に監督指導等を行うことにより、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

さらに、タクシー事業者については、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 83 号）が平成 26 年 1 月に施行されるとともに、同法の附帯決議において、「国土交通省及び厚生労働省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること」等とされたことを踏まえ、タクシー運転者の賃金制度において、累進歩合制度が採用されていることを確認した場合には、累進歩合制度を廃止することについて指導します。

また、指導に従わない、あるいは法違反を繰り返すなどの悪質な事業場に対しては、司法処分（送検）を行うなど厳正に対応していくこととしています。

< 参考 >

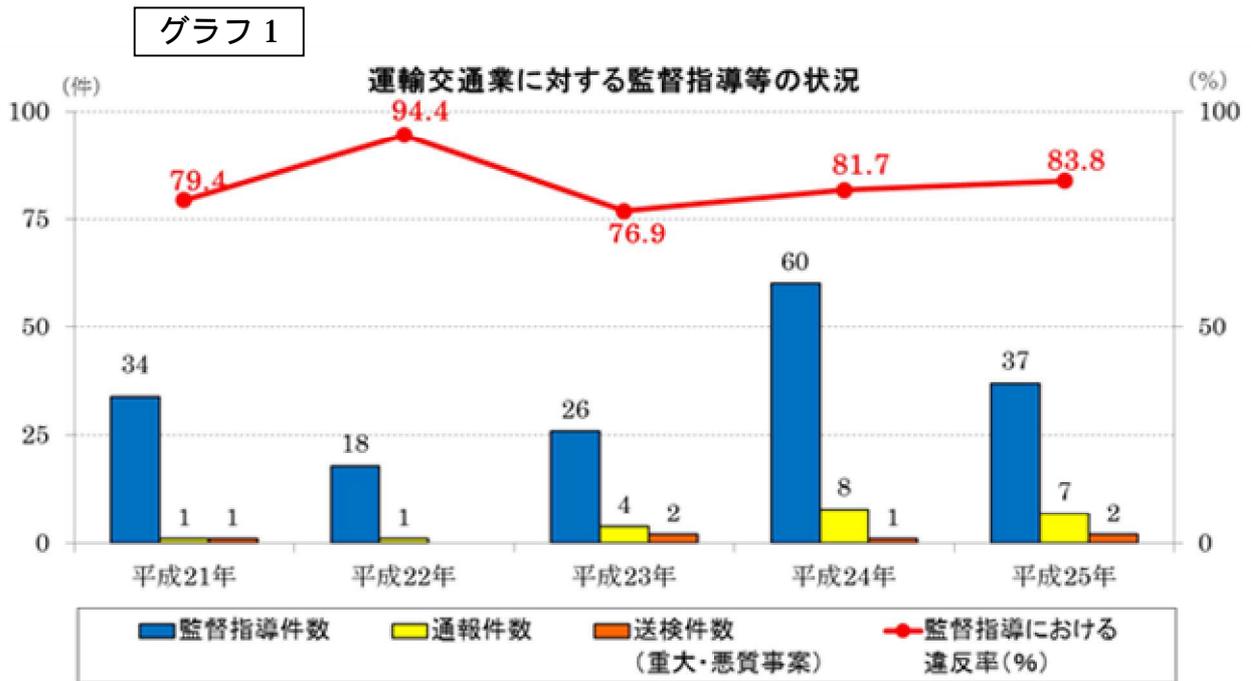
全国版はこちら

厚生労働省ホームページ > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2014 年 12 月 > 自動車運転者を使用する事業場に対する平成 25 年の監督指導、送検の状況を公表します

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000066864.html>

平成 25 年に徳島県内で実施した自動車運転者使用事業場に対する監督指導等の実施結果

1 統計資料



表(1) 平成 21 年以降の自動車運転者を使用する事業場（運輸交通業）に係る監督指導状況

区分		年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
トラック	監督実施事業場数		22	12	17	45	24
	労働基準関係法令 違反事業場数		16	12	12	36	19
			(72.7%)	(100.0%)	(70.6%)	(80.0%)	(79.2%)
	改善基準告示違反 事業場数		7	7	10	33	16
		(31.8%)	(58.3%)	(58.8%)	(73.3%)	(66.7%)	
バス	監督実施事業場数		6	3	4	5	7
	労働基準関係法令 違反事業場数		5	2	3	4	7
			(83.3)	(66.7%)	(75.0%)	(80.0%)	(100.0%)
	改善基準告示違反 事業場数		4	3	2	4	3
		(66.7%)	(100.0%)	(50.0%)	(80.0%)	(42.9%)	
タクシー	監督実施事業場数		6	3	5	10	6
	労働基準関係法令 違反事業場数		6	3	5	9	5
			(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(90.0%)	(83.3%)
	改善基準告示違反 事業場数		2	3	4	5	2
		(33.3%)	(100.0%)	(80.0%)	(50.0%)	(33.5%)	
合計	監督実施事業場数		34	18	26	60	37
	労働基準関係法令 違反事業場数		27	17	20	49	31
			(79.4%)	(94.4%)	(76.9%)	(81.7%)	(83.8%)
	改善基準告示違反 事業場数		13	13	16	42	21
		(38.2%)	(72.2%)	(61.5%)	(70.0%)	(56.8%)	

表(2) 平成 25 年における労働基準関係法令の主な違反内容

事項 区分	監督実施 事業場数	労働基準関係法令 の違反事業場数	主要違反事項		
			労働時間	休 日	割増賃金
トラック	24	19 (79.2%)	9 (37.5%)	2 (8.3%)	2 (8.3%)
バ ス	7	7 (100.0%)	3 (42.9%)	- (-)	2 (28.6%)
タクシー	6	5 (83.3%)	1 (16.7%)	- (-)	- (-)
合 計	37	31 (83.8%)	13 (35.1%)	2 (5.4%)	4 (10.8%)

表(3) 平成 25 年における改善基準告示の主な違反内容

事項 区分	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主要違反事項					
			総拘束 時間	最大拘 束時間	休息 期間	最大運 転時間	連続運 転時間	休日 労働
トラック	24	16 (66.7%)	7 (29.2%)	13 (54.2%)	11 (45.8%)	4 (16.7%)	13 (54.2%)	1 (4.2%)
バ ス	7	3 (42.9%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)	2 (28.6%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
タクシー	6	2 (33.3%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
合 計	37	21 (56.8%)	11 (29.7%)	17 (45.9%)	13 (35.1%)	4 (10.8%)	13 (35.1%)	1 (2.7%)

表(4) 自動車運転者を使用する事業場(運輸交通業)に係る労働基準関係法令違反により送検した件数

区分	年	21年	22年	23年	24年	25年
運輸交通業		1	-	2	1	2
	トラック	-	-	2	1	2
	バ ス	-	-	-	-	-
	タクシー	1	-	-	-	-

表(5) 四国運輸局への通報(1)状況

	21年	22年	23年	24年	25年
通報した件数	1	1	4	8	7

表(6) 徳島運輸支局との合同監督・監査(2)の実施状況

	21年	22年	23年	24年	25年
運輸交通業	9	4	4	4	4
トラック	4	2	1	1	2
バス	2	-	1	3	2
タクシー	3	2	2	-	-

- 1 自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報しています。

- 2 労働基準監督機関が有する行政指導及び司法処分の権限並びに地方運輸機関が有する行政指導及び行政処分の権限を合同監督・監査を契機として行使することにより、効果的な指導を行い、もって自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図っています。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

○ 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)】

総拘束時間

トラック…………… 原則 1か月 293時間
バ ス…………… 原則 4週間平均で1週間 65時間
タクシー…………… 原則 1か月 299時間

最大拘束時間

トラック、バス、タクシー: 原則 1日 16時間
(ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)

○ 休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】

トラック、バス、タクシー: 原則 継続8時間以上

○ 最大運転時間

トラック: 原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間
バ ス: 原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間

○ 連続運転時間

トラック、バス: 4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)

○ 休日労働

トラック、タクシー…………… 2週間に1回以内、
かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
バ ス…………… 2週間に1回以内、
かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。